

2019年度「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金  
(内航船の運航効率化実証事業(A重油転換促進事業))」  
に係る補助事業者公募要領

2019年8月8日

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

国土交通省 海事局  
海洋・環境政策課

経済産業省では、2019年度「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業)(A重油転換促進事業)」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を以下の要領で公募いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。))」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

**補助金を応募する際の注意点**

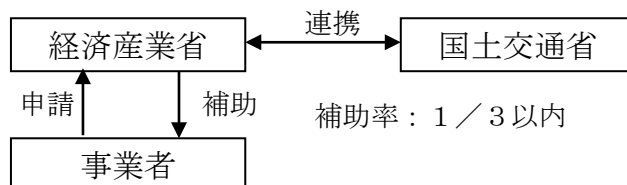
- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- 掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。
- なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

### 1. 本事業の目的

本事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が行う、C重油を通常燃料として使用している内航船を、燃料加熱装置や燃料洗浄装置が不要であり当該船舶と比較して船舶全体として省エネルギー化がはかれるA重油専焼船へ改造するために要する経費の一部を補助することにより、内航海運の省エネルギー化を推進することを目的とします。

### 2. 本事業に係るスキーム



### 3. 補助対象事業

本事業は、C重油を通常燃料として使用している内航船をA重油専焼船に改造し、燃料のA重油転換による省エネルギー性能の実証を行う事業を対象とします。具体的には、以下の要件を満たす必要があります。

- ① C重油を通常燃料として使用している船舶をA重油専焼船に改造<sup>\*</sup>すること。
- ② 補助事業に係る船舶の運航データを提供すること。

※ 本事業の補助対象機器は、エンジンの燃料噴射弁固定用スリーブの交換、エンジンの無冷却の燃料噴射弁への交換、燃料移送ポンプの軸受やシール装置の交換等であって、A重油専焼船への改造に必須となる機器のみです。

#### 4. 補助事業実施期間について

交付決定日から2020年3月31日までの間

- ・ 補助事業者が行う本事業（以下「補助事業」という。）を実施途中で取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。
- ・ 補助事業において、契約の着手金、前渡し金等を支払う場合は、事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品（設備機器購入、工事実績等）があることが必要です。

#### 5. 申請資格

申請にあたっては、次の①～⑤までの全ての条件を満たすことが必要です。

- ① 本邦の内航海運事業者であって、補助事業に係る船舶の所有者（船舶所有者になることを予定している者を含む。以下同じ。）であること。ただし、内航海運事業者が船舶を所有している事業者と共同で申請する場合も条件を満たすものとします<sup>※2</sup>。
- ② 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること）。

## (※2) 共同申請が必要な場合について

- ・ 内航海運事業者と船舶の所有者が異なる場合や補助事業に係る船舶が共有の場合、関係者全員による共同申請としてください。
- ・ 財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）<sup>※3</sup>に定める耐用年数のことをいう。」以下、同じ。）内に、備船契約等により船舶の貸付を予定している場合は、船舶の貸付内容、理由等を実施計画書に記載して下さい。船舶の貸付は、補助事業の実施に必要な不可欠な場合にのみ認められます。

※3

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015)

なお、共同申請する場合には、以下の内容が含まれている申請者間で取り決めた契約書（様式自由）の写しの提出が必要です。

- ① 申請者同士が連帯責任を負うことについて
- ② 申請者間の役割分担の明確化について（代表者の選定も含む）
- ③ 補助事業に係る財産処分制限期間終了まで連帯責任を負い続けることについて
- ④ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
- ⑤ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方法について
- ⑥ 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて

## 6. 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数：10件程度

(2) 公募予算額：0.18億円

(3) 補助率：補助対象経費の1/3以内

- ・ 補助額の上限：0.18億円（事業額 0.54億円）
- ・ 最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省が関係者と調整した上で決定することとします。

#### (4) 補助対象経費の区分

補助対象経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費及び補助事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等（※）の購入に要する費用
設計・工費	補助事業の実施に必要な設計、工事に要する費用

(※) エンジンの燃料噴射弁固定用スリーブの交換、エンジンの無冷却の燃料噴射弁への交換、燃料移送ポンプの軸受やシール装置の交換等であって、A 重油専焼船への改造に必須となる機器に限る。

#### (5) 補助対象経費として計上できない経費

- ・ 補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に係る経費
- ・ 他の国庫補助金で補助対象となる経費
- ・ 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 商業運航に係る経費
- ・ その他補助事業に関係ない経費

#### (6) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが想定されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法

別表第3に掲げる法人の補助事業者

- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(7) 外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、補助金交付申請書提出時は日本円に換算した額で申請書を提出してください(換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使ってください)。実績報告書提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で実績報告書を提出していただき、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において支払うことになります。

## 7. 申請手続き

(1) 公募期間

公募開始日 : 2019年8月8日

締切日 : 2019年10月31日 17時必着(提出先は7.(3)参照)

(2) 申請書類

① 申請に必要な書類は以下の通りとします。

- I. 公募申請書(公募申請書及びその別添となる実施計画書) <1部>
- II. 実施計画書の写し <1部>
- III. 申請者の会社紹介のパンフレット等の会社概要がわかるもの  
及び直近の過去3年分の財務諸表 <1部>
- IV. 補助対象経費に係る参考見積等 <1部>  
(設備費及び設計・工費については、必要装置等の装置ごとに内訳額が記載してあること。)
- V. 承諾書(別紙) <1部>
- VI. I~Vのデータを記録したCD-R又はDVD-R<sup>※4</sup> <2枚>

※4 申請者名をCD-R又はDVD-Rの表面に記載してください。また、I~VIの各データは項目毎に1ファイル(PDF)とすること。また、それぞれのファイルは適切なファイル名を付けて格納すること。

- ② 提出された申請書類は採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、申請書類は返却しません。
- ③ 採択された事業に係る申請書類等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する

る法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となります。

- ④ 申請書類の作成費用は補助金対象経費には含まれません。また、選定の正否を問わず、申請書類の作成費用は支給されません。
- ⑤ 申請書類に記載する内容は、今後の補助事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ記載してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択の取り消しとなることがあります。

### (3) 申請書類の提出先

申請書類は郵送にて提出して下さい。持参、宅配便、FAXなど郵送以外は不可とします。なお、申請者に対して申請書類を受け取った旨の連絡は致しません。配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付して下さい。提出先は以下のとおりです。

(提出先)

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

2019年度「内航船の運航効率化実証事業、A重油転換促進事業」担当あて

申請書類は一つの封筒に入れるとともに、封筒の宛名面には、「2019年度「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金」と記載してください。

なお、申請書類不足及び申請書類の記載内容に不備がある場合、審査の対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して申請書類を作成してください。

### (4) 説明会の開催

申請に係る説明会を以下のとおり開催いたします。

開催日時：2019年8月27日(火) 10:30~11:30

場所：経済産業省 別館2階 227各省庁共用会議室

説明会への参加を希望する方は、15. 問い合わせ先(「tanaka-hirokazu1@meti.go.jp」「takeuchi-kazuharu@meti.go.jp」)へ8月26日(月)17時までに電子メールでご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず『【説明会出席登録】2019年度「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(フリガナ)」「所属(部署名)・肩書」「電話番号」「F

A X 番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、申請単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同申請を予定されている場合は共同で申請される複数組織を一申請単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場については、上述のとおりを予定していますが、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。なお、時間が変更になる場合は、ご登録いただきました「E-mail アドレス」に8月26日（月）18時までに連絡いたしますが、変更が無い場合は連絡致しません。

## 8. 審査・採択について

### (1) 審査基準

以下の審査基準に基づいて評価を行います。以下の基準を満たしていない申請については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。また、審査基準を全て満たしていたとしても申請状況に応じて総合的な評価を行って採択をすることがあります。

- ① C重油を通常燃料として使用している内航船をA重油専焼船に改造する事業であること。
- ② A重油専焼船への改造に必要な経費のみが申請されていること
- ③ 補助事業に係る計画が妥当であること。
  - ・ スケジュール、エネルギー消費削減率（又はエネルギー消費削減量）等の検証が適正かどうか。
  - ・ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。  
等
- ④ 補助事業に係る実施体制が妥当であること。
  - ・ 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有しているか。
  - ・ 補助事業の関連分野に関する知見を有しているか。
  - ・ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。  
等

### (3) 採択並びにその通知及び公表について

公募開始日以降、申請書類が全て揃っており、かつ、審査基準を満たす事業より順次採択します。申請書類に不備があるもの、補助対象外経費を申請している事業については審査の対象となりません。また、採択された申請者であっても、補助金申請額を減額させていただく場合があります。予算がなくなり次第終了いたします。

採択結果については、補助事業の名称、目的及び概要等（補助金交付申請書の「1. 補助事業の名称」、「2. 目的及び概要」及び「4. 補助金申請額」の記載等を使用）を資源



エネルギー庁及び国土交通省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 9. 交付決定について

採択された申請者は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）に補助金交付申請書を提出していただきます。当該申請に対して大臣が交付決定通知書を発行した時点で、補助事業が開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、その変更を踏まえた交付申請でない場合には、交付決定をできない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、補助事業の実施に必要な情報等を経済産業省が提供することがありますが、情報の内容によっては守秘をお願いすることがあります。

## 10. 交付決定後

### (1) 補助事業に係る契約等について

物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則、一般の競争等に付してください。一般の競争等に付すことが著しく困難又は不相当である場合を除き、3社以上の競争により決定してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければなりません。なお、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

### (2) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合（各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。）、補助事業の内容を変更する場合、補助事業を中止又は廃止しようとする場合、船舶所有者を変更しようとする場合等は、事前に計画変更承認書を大臣に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。

### (3) 状況報告について

補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに報告しなければなりません。

#### (4) 補助事業の完了について

補助事業者が、補助事業に係る全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を大臣に提出しなければなりません。

### 1.1. 補助金の支払いについて

#### (1) 補助金の支払時期

補助金の支払は、原則として補助事業完了後の精算払となります。

#### (2) 補助金支払額の確定方法

補助金支払額は、交付決定額の範囲内であって補助事業者が実際に支出したと認められる額となります。実際に支出したと認められるためには、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等支出の裏付けとなる証拠書類が必要となります。

支払額の確定にあたっては、補助事業の完了後補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき書類の審査及び現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容等に適合しているか確認いたします。その際、支出の裏付けとなる証拠書類のない経費や交付決定の内容に適合していない経費については、支払の対象外となる可能性があります。

### 1.2. 補助金の支払い以降

#### (1) 補助事業の経理について

補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

#### (2) 財産等の管理について

- ① 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えて、適切に管理しなければなりません。
- ② 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、財

産処分制限期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること。以下同じ。）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（参考：補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取り扱いについて  
[http://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/kaikei24.pdf](http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei24.pdf)）

### 13. 実船検証の実施について

エネルギー消費量削減効果等に係る運航データを補助事業に係る船舶の改造後1か月間取得し、データ取得完了後60日以内に経済産業省に報告を行ってください（報告内容は採択者に別途ご連絡いたします。）。なお、報告が無い場合及びエネルギー消費量削減効果の実績値が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がございます。経済産業省は関係省庁及び関係法人に提出された成果報告を共有し、本事業の目的のために成果報告の一部を公表することをご了承ください。

### 14. その他

- (1) 交付決定日前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

### 15. 問い合わせ先

<公募に係る全般的な問い合わせ先>

【経済産業省】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

担当：田中、武内

電話：03-3501-9726

E-mail：tanaka-hirokazu1@meti.go.jp

takeuchi-kazuharu@meti.go.jp

<本事業の内容に係る問い合わせ先>

【国土交通省】

海事局 海洋・環境政策課

担当：中村、鈴木

電話：03-5253-8636

E-mail：hqt-ecoship@gxb.mlit.go.jp

電子メールにてお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『【質問】2019年度「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金」（会社名、氏名）』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上